**第３６回安城市福祉まつり実施計画**

１ 名　 称 「第３６回安城市福祉まつり」

２　趣　 旨 福祉まつりの開催により、ふれあいを通して市民の福祉に対する理解を深め、市民参加による福祉のまちづくりの契機とする。

３　テーマ 「みんなで創ろう　ふくしのまち」

４　期　日　　 令和元年１０月６日（日）午前９時から午後４時まで

５　会　場　　 安城市総合福祉センター・安城市社会福祉会館

６　主　催　　 安城市福祉まつり実行委員会

７　後　援 安城市・安城市教育委員会・安城市社会福祉協議会

８　企画運営 実行委員会を組織し、企画・運営の方針の決定を行う。また、企画部会と部門別説明会で企画・運営を行う。

（１）実行委員会 福祉まつり実行委員会名簿に記載してある団体の代表者各１名をもって構成し、福祉まつりの開催にあたる。

（２）企画部会 参加・協力団体からの協力者及び事務局担当者で構成する。　　企画部会は、全体の企画のほか運営に必要な調整を行う。

（３）部門別説明会 参加団体の参加希望内容によって、チャリティーバザー、展示、体験の３班とし、各参加団体の実務担当者が、各コーナーの企画・運営を行う。

９　企画内容

1. 各コーナーの企画は、テーマにふさわしい内容とする。また、チャリティーバザーを屋外、総合福祉センター２階多目的ホール、社会福祉会館３階会議室で行う。
2. 会場の割り振りにあたっては、会場内の流れを滞らせないように配慮する。
3. チャリティーバザーは、主として福祉充実のために行う。チャリティーバザーによる収益の使途を伝え、チャリティーバザーの趣旨を広報する。チャリティーバザー以外に、各参加団体が市民とのふれあいのために行うバザーについては、「ふれあいマーケット」で行う。ふれあいマーケットの参加は、安城市内の団体に限り、参加費は徴収しない。

チャリティーバザー及びふれあいマーケットを兼ねて参加することはできない。

1. 市内障害者福祉施設及び製品の市民へのＰＲ及びふれあいを意識したコーナーの運営に配慮する。
2. 作品展示を行う。展示場所は基本的には各階廊下壁面とする。
3. 郷土の作家展を行う。チャリティーバザーとし、作品提供依頼は作家１名につき１点とする。

（７）スタンプラリーを行う。ラリーの内容、実施方法については企画部会で決定する。

１０　事務局

（１）事務局は、安城市社会福祉会館に置き、社会福祉協議会の職員がこれを行う。

（２）事務局は事務及び連絡調整を行う。

注）チャリティーバザーとは収益金を福祉充実のために活用するもので、必要な機材、経費等は福祉まつり実行委員会の負担とします。

ふれあいマーケットとは収益金を団体の活動費として活用するもので、福祉まつり実行委員会は場所の提供のみ行い、その他の準備等はすべて各団体の負担となります。